

2015年度 放課後児童健全育成事業関係の補助単価(案)  
 : 厚生労働省発表をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成

1 放課後児童健全育成事業	
(1) 開設日数 250日以上	
①1支援の単位(年間平均登録児童数10~19人)当たり年額	1,424,000円-(19人-年間平均登録児童数)×26,500円
②1支援の単位(年間平均登録児童数20~35人)当たり年額	3,706,000円-(36人-年間平均登録児童数)×26,000円
③1支援の単位(年間平均登録児童数36~45人)当たり年額	3,706,000円
④1支援の単位(年間平均登録児童数46~70人)当たり年額	3,706,000円-(年間平均登録児童数-45人)×30,000円
⑤1支援の単位(年間平均登録児童数71人以上)当たり年額	2,917,000円
⑥開設日数加算額(1支援の単位当たり)	15,000円×250日を超える日数(1日8時間以上開所する場合)
⑦長時間開設加算額(1支援の単位当たり)	
(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合)	292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超えて時間」の年間平均時間数
(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開設する場合)	131,000円×「1日8時間を超えて時間」の年間平均時間数
(2) 特例分(開設日数200~249日)	
①1支援の単位(年間平均登録児童数20人以上)当たり年額	2,267,000円
②長時間開設加算額(1支援の単位当たり)	
平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合)	292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超えて時間」の年間平均時間数

\*4の放課後児童クラブ開所時間延長支援事業及び6の小規模クラブ(19人以下)における職員の複数配置(仮称)の対象となる経費を除く。  
 ※(1)①のうち年間平均登録児童数10人未満の取扱い及び(2)のうち年間平均登録児童数19人以下の取扱いについては、調整中

2 放課後子ども環境整備事業費	
(1) 放課後児童クラブ設置促進事業	
①開設準備経費を含まない場合	7,000,000円×か所数
②開設準備経費を含む場合	7,600,000円×か所数(※)
③次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体型の目標事業量等を記載している場合	8,000,000円×か所数
(2) 放課後児童クラブ環境改善事業	
①開設準備経費を含まない場合	1,000,000円×か所数
②開設準備経費を含む場合	1,600,000円×か所数
③次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体型の目標事業量等を記載している場合	
(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合	2,000,000円×か所数
(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合	5,000,000円×か所数
(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業	1,000,000円×か所数
(4) 倉庫設備整備事業	3,000,000円×か所数

※開設準備経費は、礼金及び開設前月分の賃借料とし、当該年度中に支払われたものに限る。

3 放課後児童クラブ支援事業費	
(1) 障害児受入推進事業 1支援の単位当たり年額	1,712,000円×支援の単位数
(2) 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称) 1支援の単位当たり年額	3,080,000円×か所数
※次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする	
(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) 1支援の単位当たり年額	435,000円×か所数

4 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業	
(1) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置する放課後児童クラブに非常勤職員を配置するために必要な経費の補助 1支援の単位当たり年額	1,539,000円
(2) 地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員を配置するために必要な経費の補助 1支援の単位当たり年額	2,831,000円

※対象経費放課後児童クラブ開所時間延長支援事業を実施するために必要な給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤務手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金

5 障害児受入加配(5人以上)(仮称)	
1支援の単位当たり年額	1,712,000円

6 小規模クラブ(19人以下)における職員の複数配置(仮称)	
1支援の単位当たり年額	532,000円

2. 整備費 143.3億円[対前年度比118.3億円増] [子ども・子育て支援整備交付金(仮称):内閣府予算に計上]市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

- (1) 実施主体:市町村(特別区を含む)
- (2) 補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人
- (3) 補助率:3分の1(大都市特例なし)

(4) 2015年度予算(案)における改正内容

- ①対象か所数の増319か所(2014年度)→1096か所(2015年度[案])
- ②資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ  
創設整備 2355.6万円(2014年度)→2442.7万円(2015年度[案])
- ③学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)  
一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。  
学校敷地内等創設整備 4885.9万円(2015年度[案])
- ③補助対象事業者 社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.7億円の内数 [子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(仮称):厚生労働省予算に計上]

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

- ①事業内容:「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。
- ②実施主体:都道府県
- ③補助基準額(案):1回当たり81万円
- ④補助率:国2分の1、都道府県2分の1
- ⑤その他:放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

- ①事業内容:都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を行う。2015年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。
- ②実施主体:都道府県、指定都市、中核市、市町村
- ③補助基準額(案):1か所(1自治体)あたり 142.4万円
- ④補助率:国2分の1、都道府県・指定都市・中核市・市町村2分の1
- ⑤その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

## 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算(案)の概要

(厚生労働省作成資料をもとに編集部で要約)

- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、2019年度末までに、放課後児童クラブ(学童保育)について、約30万人分の受け皿を新たに整備することをめざして、2015年度年度予算(案)に「量的拡充」及び「質の改善」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取り組みを支援
- 放課後児童クラブ(学童保育)関係予算 574.97億円【対前年度比191.26億円増】

1. 運営費等 431.7億円【対前年度比73億円増】〔子ども・子育て支援交付金(仮称)：内閣府予算に計上〕実施主体：市町村(特別区含む)／補助率：国、都道府県、市町村(大都市特例なし)が3分の1ずつ

### (1) 量的拡充

- ①受入児童数の拡大 93万6452人(2014年度)→110万5656人(2015年度)【約16万9000人増】
- ②補助対象の拡大等
  - ア)10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とする(特例分【開設日数200～249日】も同様)
  - イ)補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し
- ③既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し  
放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕および備品の購入に要する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、すでに放課後児童クラブを実施している場合についても補助対象とする。
- ④「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実
  - ア)放課後子ども環境整備事業の充実
    - 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7.1億円【拡充】
    - 幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3.9億円【拡充】
  - イ)放課後児童クラブ運営支援事業(仮称) 2.6億円【新規】
  - ウ)放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) 4.2億円【新規】

### (2) 質の改善

- ①放課後児童クラブ開所時間延長支援事業 42.9億円【継続・拡充】
  - ア)事業内容：保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所し、(i)家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せ、(ii)または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助を行う。
    - イ)補助基準額(案)：(i)153.9万円 (ii)283.1万円
- ②障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 7.0億円【新規】
  - ア)事業内容：放課後児童クラブで障害児の受け入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受け入れを行う場合については、加配職員1名に追加してさらに1名を配置するために必要な経費の補助を行う。
    - イ)補助基準額(案)：171.2万円
- ③19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 4億円【新規】
  - ア)事業内容：「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。
    - イ)補助基準額(案)：53.2万円